吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第782条第１項および会社法施行規則第183条に定める書面）

（変更事項）

2020年３月27日

中国電力株式会社

2020年３月27日

吸収分割に係る事前開示事項（変更事項）

広島市中区小町４番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員　清水　希茂

当社は，2019年４月26日，当社の100%子会社である中国電力ネットワーク株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき，2020年４月１日を効力発生日として，当社が一般送配電事業等に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

今般，会社法施行規則第183条第６号に定める事項に変更が生じましたので，同条第７号の規定により，2019年６月５日付「吸収分割に係る事前開示書面」のうち，「吸収分割に係る事前開示事項」第６項第２号を下記のとおり変更いたします（下線は変更箇所）。

記

６．本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

⑵　本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の成立の日である2019年４月１日現在の貸借対照表における資産および負債の額は，それぞれ2,000万円および０円です。

また，本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産および負債の額は，それぞれ１兆85億円および1,004億円です。

これらに加え，吸収分割承継会社の2019年４月１日から現在に至るまでの資産および負債の額に生じた変動ならびに今後本件分割の効力発生日までに予測される吸収分割承継会社の資産および負債の額の変動を考慮しても，本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

なお，上記６．⑴に記載のとおり，当社の既存の社債に係る社債権者等の権利を保護するため，吸収分割承継会社が本件分割の効力発生日と同日に，当社に対して社債を発行することを予定しております。当該社債発行に伴い，吸収分割承継会社の負債の額が8,064億円増加いたしますが，当該負債の額の増加を考慮しても吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点ならびに吸収分割承継会社の収益状況およびキャッシュフロー等を総合的に勘案し，吸収分割承継会社が当社から承継する債務については，本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

以　上

上記は，吸収分割に係る事前開示書面（変更事項）の原本と相違ありません。

2020年３月27日

広島市中区小町４番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員
清　水　希　茂